

あなたの住宅 地震がきても大丈夫？

あなたとあなたの家族を守るのは、あなた自身です。

大地震に
備え、住宅の
耐震診断、
耐震改修を！



木造住宅
耐震診断支援
自己負担 **1**万円 ※

耐震
診断

耐震診断士派遣
自己負担

1

※
万円

耐震
改修

耐震改修補助
補助金

50

※
万円

※ ご不明な点は、秋田市都市整備部建築指導課までお問い合わせください。

☎ 018-888-5769

秋田市からのお知らせ

安全・安心な住まいを確保するため

耐震診断・耐震改修に関する
資料をお配りしています。

昭和56（1981）年6月に建築の基準が改正されましたが、それ以前の建物は、大地震に対して強さが十分でないため、耐震診断を行って建物の安全性を確認することが重要です。

秋田市では、こうした木造戸建住宅の所有者の方に耐震診断士を派遣する制度や、耐震改修の費用を補助する制度があります。必要に応じてぜひご検討ください。

このチラシは、地区全体の戸建住宅にお住まいの方に、建設年や構造にかかわらずお配りしています。

ご不明な点は、秋田市都市整備部 建築指導課 まで
おたずねください。（電話 018-888-5769）

住宅の弱点を知る・検討する・安全な暮らしを手に入れよう！

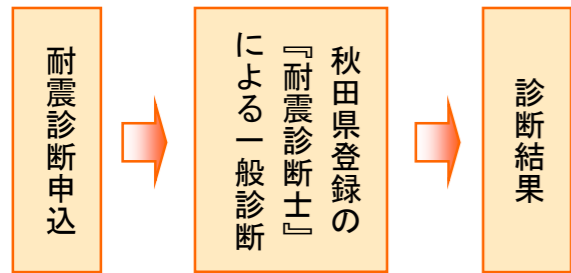
ステップ1 事前相談：まずは建築指導課にご相談！

耐震診断やその後の流れをご説明します。

- 事業の流れ
- 耐震診断士派遣のご説明
- 各種補助金・優遇措置のご案内



ステップ2 耐震診断：耐震診断で住宅の弱点を知ろう！



上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

ステップ3 耐震改修計画：補強方法、費用や改修内容を検討しましょう！

- ・上部構造評点 1.0 未満の場合は、耐震改修工事が必要です。
- ・耐震診断だけでは、補強方法やどのくらい工事費がかかるかわかりません。
- ・適切な改修計画(設計)が必要です。専門家に依頼し、十分に相談しましょう。



ステップ4 耐震改修工事：安心な暮らしを手に入れよう！

- ・耐震改修計画ができたなら、工務店へ見積もりを頼み、十分に説明を受けた上で工事の契約をしましょう。
- ・耐震改修工事では、筋かいや構造用合板による壁の補強、接合部の金物補強などを行います。



建物の耐震性は十分でも、家具を固定するなど安全対策をとりましょう。

わが家は大丈夫かな～？

昭和56年5月31日以前に建てた木造住宅だし・・・



ちょっと詳しく！

木造住宅の耐震診断法には、目的に応じた次の3つの種類があります。

- 「簡易診断法」…ご自身で、「誰でもできるわが家の耐震診断」により行います。より専門的な診断を行う際の参考になります。
- 「一般診断法」…耐震診断士に依頼します。地震の際倒壊の危険があるか総合的に判断し、耐震性を判定します。上部構造評点が算定されます。
- 「精密診断法」…一般診断よりさらに詳しい診断方法です。外壁を一部取り外すなどの現地調査が必要です。

リフォーム時には一緒に耐震改修を！

- ・リフォームをお考えの皆様、一緒に耐震改修工事も考えてみませんか？
- ・別々に工事を行うより、ムダがありません。

秋田市からの支援制度があります！

1. 事前相談

無料

ご相談は無料です！

「耐震診断を受けたいけど・・・」「自宅は補助対象？」など、お住まいのことや、耐震改修等に関することは、まずは **建築指導課** ☎ 888-5769 へご相談ください。

2. 耐震診断

自己負担1万円で診断

耐震診断士を派遣します！

耐震診断士を派遣し、一般診断法による耐震診断を行います。**自己負担1万円**。

3. 耐震改修設計

上限50万円の補助

耐震改修設計費と工事費を補助します！

耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に設計費と工事費に対し、費用の **1/2** を補助。**上限50万円**

4. 耐震改修工事

組合せて

リフォーム費用を補助します！（併用可）

住宅のリフォーム、増改築を行う50万円以上の工事に対し、費用の一部を補助します。併用可。
※要件により異なります。

秋田市住宅リフォーム支援事業

1戸当たり**5万円**を補助。
※住宅につき2回まで
申込み先：住宅政策課 ☎ 888-5770

秋田県住宅リフォーム推進事業（子育て世帯等）

申込み先：秋田県秋田地域振興局建築課 ☎ 860-3491

税制上の優遇措置

固定資産税の減額措置

床面積 120㎡相当分まで1/2に減額されます。減額期間は1年間。
令和8年3月末まで。
詳しくは 資産税課 ☎ 888-5479

所得税の特別控除

確定申告で上限25万円まで控除されます。控除期間は1年間。
令和7年12月31日まで。
詳しくは 秋田南税務署 ☎ 832-4121
秋田北税務署 ☎ 845-1161

それぞれ証明書を発行できます！

その他の制度

住宅の地震保険の割引

耐震性能の等級に応じて10%～50%の割引を受けることができます。
詳しくは 各損害保険会社まで

リフォーム融資

高齢者の方へのリフォーム融資など。
詳しくは 住宅金融支援機構 ☎ 0120-0860-35



どの補助制度も必ず事前相談を

記載されている補助などのご案内は、令和6年4月1日現在の簡単な概要のみを記載しています。詳細な条件等につきましては、事前に各担当窓口までご連絡の上、必ずご確認下さい。